

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則
- 福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則
- 福島県官報報告規則を廃止する規則
- 福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則
- 福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則
- 福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

一 三 四 四 四 四 四 四

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県官報報告規則を廃止する規則、福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則、福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則及び福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十六号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第四十四号」を「第四十三号」に改め、同項第十号(9)中「及び同項ただし書の規定による一般旅券の記載事項訂正申請」を削り、同号(10)を削り、同号(11)を同号(10)とし、同号(12)から同号(19)までを同号(11)から同号(18)までとし、同項第十一号(4)中「第四十六条第二項」を「第四十六条第五項」に、「認可」を「届出

の受理」に改め、同項中第三十五号を削り、第三十四号を第三十五号とし、第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号及び第三十号を削り、第二十八号を第三十一号とし、第二十七号を第三十号とし、第二十六号を第二十九号とし、第二十五号の三を第二十八号とし、第二十五号の二を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出命令並びに立入検査及び質問

第三条第一項第三十八号本文中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号(27)中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同号(27)を同号(31)とし、同号(26)中「第四十三条」を「第九十一条」に改め、同号(26)を同号(30)とし、同号(25)中「第二十四条第五項」を「第四十九条第七項」に改め、同号(25)を同号(29)とし、同号(24)中「第二十四条第一項から第四項」を「第四十九条第一項から第六項」に改め、同号(24)を同号(28)とし、同号(23)中「第二十三条」を「第四十八条」に改め、同号(23)を同号(27)とし、同号(22)中「第二十二条第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同号(22)を同号(26)とし、同号(21)中「第二十条の二第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同号(21)を同号(25)とし、同号(20)中「第十七条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(20)を同号(24)とし、同号(19)中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号(19)を同号(23)とし、同号(18)中「第十六条」を「第三十四条」に改め、同号(18)を同号(22)とし、同号(17)中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号(17)を同号(21)とし、同号(16)中「第十四条」を「第三十二条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同号(16)を同号(20)とし、同号(15)中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(15)を同号(19)とし、同号(14)中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号(14)を同号(18)とし、同号(13)中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同号(13)を同号(17)とし、同号(12)中「第十三条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(12)を同号(16)とし、同号(11)中「第十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号(11)を同号(15)とし、同号(10)中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(10)を同号(14)とし、同号(9)中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十一条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号(9)を同号(13)とし、同号(8)中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同号(8)を同号(12)とし、同号(7)中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号(7)を同号(11)とし、同号(6)中「第十二条第二項」を「第三十条第二項」に、「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同号(6)を同号(10)とし、同号(5)中「第十一条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号(5)を同号(9)とし、同号(4)中「第十一条第一項」を「第二

十九条第一項」に改め、同号(4)を同号(8)とし、同号(3)中「第十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同号(3)を同号(7)とし、同号(2)中「第十条第一項」を「第二十八条第一項」に、「(3)から(5)まで、(7)から(10)まで、(12)から(15)まで、(18)から(20)まで及び(22)」を「(7)から(9)まで、(11)から(14)まで、(16)から(19)まで、(22)から(24)まで及び(26)」に改め、同号(2)を同号(6)とし、同号(1)中「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に、「(6)、(11)及び(17)」を「(10)、(15)及び(21)」に改め、同号(1)を同号(5)とし、同号(5)の前に次のように加える。

- (1) 第十七条の規定による指導及び助言
 - (2) 第十八条第一項の規定による勧告
 - (3) 第十八条第二項の規定による公表
 - (4) 第十八条第三項の規定による命令
- 第三条第二項中「第五条第二号(6)から(17)まで、(19)、(20)、(24)から(33)まで、(35)、第三号の二」を「第五条第二号(8)から(19)まで、(21)、(22)、(26)から(34)まで」に改める。
- 第五条第二号中(35)及び(36)を削り、(34)を(36)とし、(2)から(33)までを(4)から(35)までとし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 第十九条の三第一項の規定による申請の受理
 - (3) 第十九条の五第一項の規定による変更申請の受理
- 第五条第二号(37)中「第五十六条第八項」を「第五十六条第五項」に改め、同号(38)中「第五十七条の二第三項及び第四項」を「第五十七条の二第三項から第五項まで」に改め、同号(39)及び(40)中「の規定」を「及び第三項の規定」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

- 三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第七条第三項の規定による医療費の請求の受理
 - (2) 第七条の九第三項の規定による変更の届出の受理
 - (3) 第七条の二十三第一項の規定による再交付の申請の受理
- 第五条に次の二号を加える。
- 二十二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給
 - (2) 第十二条第一項の規定による不正利得の徴収
 - (3) 第十五条第一項の規定による報告の徴収、文書その他の物件の提出等の命令及び質問
 - (4) 第十五条第二項の規定による報告の徴収
 - (5) 第十六条第一項及び第二項の規定による報告の徴収
- 二十三 生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第六条第二号の規定による認定
 - (2) 第十三条の規定による申請書の受理
 - (3) 第十四条第一項の規定による就労支援

(4) 第十四条第二項の規定による指示

第六条第三十二号を次のように改める。

三十二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第六条第一項及び第三項の規定による指示
- (2) 第六条第五項及び第八項の規定による命令
- (3) 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の求め、立入検査、質問及び取去

- (4) 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受理
 - (5) 第十二条第三項の規定による調査
- 第十五条第一項第六号中(4)から(6)までを削り、同号(3)中「第六条第八項及び第九項後段」を「第六条の三第四項、第五項後段及び第六項」に改め、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)中「第六条第七項」を「第六条の三第三項」に改め、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)中「第六条第五項」を「第六条の三第一項」に、「要求」を「申請」に改め、同号(1)を同号(2)とし、同号(2)の前に次のように加える。

- (1) 第六条第五項の規定による適合判定通知書又はその写しの受理
- 第十五条第一項第六号(7)中「の規定」を「及び第二号の規定」に、「承認」を「認定」に改め、同号(7)を同号(5)とし、同号中(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、(10)を(8)とし、同号(11)中「要求」を「通知」に改め、同号(11)を同号(9)とし、同号中(12)から(24)までを(10)から(22)までとする。
- 第十五条第一項第六号の二中「第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定」を「の施行に関する次に掲げること。」に改め、同号に次のように加える。

- (1) 第一百五十五条の二第一項第四号ただし書の規定による認定
- (2) 第一百三十七条の十六第二号の規定による認定
- (102)の次に次のように加える。
- (103) 第九十二条第一項の規定による不用物件の管理
- 第十五条第一項第十号中(63)を(82)とし、(82)の次に次のように加える。
- (83) 第九十一条第二項で準用する第四十四条第四項の規定による措置命令
- (84) 第九十一条第二項で準用する第四十四条の二第一項の規定による違法放置物件の除去
- (85) 第九十一条第二項で準用する第四十四条の二第二項の規定による違法放置物件の保管
- (86) 第九十一条第二項で準用する第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の売却及び売却した代金の保管
- (87) 第九十一条第二項で準用する第四十四条の二第五項の規定による違法放置物件の廃棄
- (88) 第九十一条第二項で準用する第四十八条第二項及び第四項の規定による措置命令
- (89) 第九十一条第二項で準用する第七十一条第一項及び第二項の規定による許可の

取消し等の処分及び行為の中止命令等の措置命令

(90) 第九十一条第二項で準用する第七十一条第三項の規定による行為の中止命令等の措置

(91) 第九十一条第二項で準用する第七十一条第四項の規定による道路監理員による措置命令

(92) 第九十一条第二項で準用する第七十一条第五項の規定による道路監理員による措置命令

(93) 第九十一条第二項で準用する第七十二条第一項の規定による損失補償

(94) 第九十一条第二項で準用する第七十二条第三項の規定による補償金額の負担命令

(95) 第九十一条第二項で準用する第七十三条第一項の規定による負担金等の納付督促

(96) 第九十一条第二項で準用する第八十七条第一項の規定による条件の付加

(97) 第九十一条第二項で準用する第九十二条第一項の規定による不用物件の管理

(98) 第九十一条第二項で準用する第九十二条第四項の規定による不用物件の交換

(99) 第九十一条第二項で準用する第九十三条の規定による不用物件の引渡し

(100) 第九十一条第二項で準用する第九十四条第一項の規定による不用物件の返還

(101) 第九十一条第二項で準用する第九十四条第三項の規定による不用物件の供託

(78) 第九十一条第二項で準用する第三十六条の規定による占用の許可

(79) 第九十一条第二項で準用する第三十七条第一項の規定による占用の禁止又は制限

(80) 第九十一条第二項で準用する第三十七条第二項の規定による警察署長との協議

(81) 第九十一条第二項で準用する第三十八条の規定による工事の施行及びその旨の通知

(75) 第十五条第一項第十号中(61)を(76)とし、同号(60)中「協議」を「警察署長との協議」に改め、同号(60)を同号(74)とし、同号(74)の次に次のように加える。

(73) 第九十一条第二項で準用する第三十三条第二項の規定による占用の許可

(67)の次に次のように加える。

(68) 第七十二条の二第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

(64) 第七十一条第四項の規定による道路監理員の任命及び道路監理員による措置命令

(65) 第七十一条第五項の規定による道路監理員による措置命令

(36) 第四十八条の五第三項の規定による施設の構造の変更許可

(37) 第四十八条の九の規定による譲渡の承認

(38) 第四十八条の十の規定による条件の付加

(34) 第四十八条第二項及び第四項の規定による措置命令

(21) 第四十四条第四項の規定による措置命令

(15) 第三十六条第二項の規定による占用の許可

(14) 第三十六条第一項の規定による計画書の受理

(11) 第三十三条第二項による占用の許可

(7) 第二十八条第一項の規定による道路台帳の調製及び保管

(2) 第二十条第一項の規定による他の工作物の管理者との協議

(25) 第二十五条で準用する道路法第七十三条第一項の規定による負担金の納付督促

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第十号の改正規定は公布の日から、第十五条第一項第六号及び第六号の二の改正規定は平成二十七年六月一日から施行する。

附 則

福島県規則第十七号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則(平成十八年福島県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「部等の」を「部の」に改め、「(直轄理事を含む。)」を削る。

(行政経営課)

附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第十八号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一福島市の部23の項中「茂庭中学校」を「田茂庭中学校」に改め、同表郡山市の部6の項中「及び御前南六丁目」を「御前南六丁目 谷地本町 藤西一丁目 藤西二丁目及び中野二丁目」に改め、同表いわき市の部46の項中「永井中学校」を「田永井中学校」に改め、同部47の項中「沢野中学校」を「田沢野中学校」に改め、同部49の項中「三坂中学校」を「田三坂中学校」に改め、同部50の項中「藤野中学校」を「田藤野中学校」に改め、同表石川町の部3の項中「中野第一中学校」を「田中野第一中学校」に改め、同部4の項中「中野第二中学校」を「田中野第二中学校」に改め、同部5の項中「野田中学校」を「田野田中学校」に改め、同部7の項中「山形小学校」を「田山形小学校」に改め、同部8の項中「南山形小学校」を「田南山形小学校」に改める。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県規則第十九号

福島県官報報告規則を廃止する規則

福島県官報報告規則(昭和三十九年福島県規則第五十四号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第二十号

福島県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

福島県青少年健全育成審議会規則(昭和五十三年福島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「生活環境部生活環境総室青少年・男女共生課」を「保健福祉部子ども未来局子ども・青少年政策課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(青少年・男女共生課)

福島県規則第二十一号

福島県男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

福島県男女共同参画審議会規則(平成十四年福島県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「生活環境部生活環境総室青少年・男女共生課」を「生活環境部生活環境総室男女共生課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(青少年・男女共生課)

福島県規則第二十二号

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和五十四年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八号様式(裏面)9中「県保健福祉部自立支援課」を「県保健福祉部生涯学習課」に改める。

第九号様式(裏面)9中「県保健福祉部自立支援課」を「県保健福祉部生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第二条第二項の規定に基づき交付されている福島県心身障害者扶養共済制度加入証書及び福島県心身障害者扶養共済制度口数追加証書は、改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則第二条第二項の規定に基づき交付された福島県心身障害者扶養共済制度加入証書及び福島県心身障害者扶養共済制度口数追加証書とみなす。

(障がい福祉課)